

外国送金依頼書 兼 告知書 (APPLICATION FOR REMITTANCE WITH DECLARATION)

TO MEGA INTERNATIONAL COMMERCIAL BANK CO., LTD. 取扱日 (DATE): 年 月 日

兆豊国際商業銀行

太線の枠内をアルファベットの活字体ではっきりとご記入ください

☐ 海外向電信送金	TKY/OSATO
☐ 国内他行仕向送金	TKY/OSATO

受取人取引銀行英文名 (A/C WITH BANK)		支店 (BRANCH)		州・都市名 (CITY・STATE)		国名 (COUNTRY)	
SWIFT CODE 【経由銀行】		受取人口座番号 (ACCOUNT NO./ IBAN)		送金金額 (CURRENCY・AMOUNT)			
受取人英文名 (BENEFICIARY'S NAME)				RATE @¥		☐ 先物 ☐ SPOT	
受取人英文住所 (BENEFICIARY'S ADDRESS)				関係銀行手数料 (PAYING BANK CHARGES) 該当する方に✓を記入してください。 ☐ 支払銀行等の取扱手数料は送金受取人負担 (SHA) ☐ ご依頼人負担とされる場合は✓印を記入し、お届け印を押してください。後日、被仕向銀行より請求があった場合には口座より引き落とします。(OUR)			
都市名 (CITY/STATE) 国名 (COUNTRY)				印			
TEL:				引き落とし日:			
フリガナ 依頼人名				銀行使用欄:			
受取人宛通知事項 (必要があれば記入) (MESSAGE)				電信料 CABLE CHARGE			
送金目的 【必ずご記入ください】 (PURPOSE)				送金手数料 REMITTANCE FEE			
貨物の輸出入及び仲介貿易取引の代金支払の場合必ずご記入ください (中国・韓国・ロシアの場合は、船積港の都市名も記入してください。)				手数料 LIFTING CHARGE			
仕向地 (都市、国)		船積地域 (都市、国)		合計			
原産地		商品名					
☐ 北朝鮮・イランおよびロシア・ベラルーシ関連の「外国為替及び外国貿易法」の規制に該当しません。 ☐ ロシア・ベラルーシに関連する証券取引規制・役務取引規制、技術提供および輸出禁止措置に関する技術提供規制等に該当しません。 ☐ 受取人/受取人の実質的支配者はロシア・ベラルーシの資産凍結等の措置の対象となる者 (50%以上の株式を直接保有する団体も含む) 等ではない。 ☐ 受取人/受取人の実質的支配者は北朝鮮に住所又は居所を有する者等ではない。				☐ 確認済本人口座 普通 定期 外貨預金 口座番号 ()			
「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」第3条の規定により上記のとおり告知します。 We hereby declare the required items pursuant to article 3 of the '' law on reporting requirements on cross border payments and receipts for the tax law compliance'' as above filled 裏面記載の条件にしたがい上記送金を依頼いたします				国外送金等調書提出制度 ☐ 不要 ☐ 要			
ご依頼人署名または記名捺印 (APPLICANT'S NAME & SIGNATURE)				支払等報告書 ☐ 不要 ☐ 要			
当行登録住所 (ADDRESS)				国際収支項目番号			
お届印				届出日			
担当者: TEL (日中連絡可能なご自宅又はお勤め先)				確認日:		電話連絡者 (FAXによる送金)	
				確認者		先方 当店	
				規制項目 該当せず 印		※ AM/PM :	
				副理/襄理		主管 製票 受付	
非居住者の方 : 納税管理人の届出 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 印のない場合は届出がないものとさせていただきます。							

外国送金取引規定

1. (適用範囲)

外国送金依頼書による次の各号に定める外国送金取引については、この規定により取扱います。

①外国向送金取引 ②国内にある当行の本店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引 ③外国為替法規上の(非)居住者と非居住者との間における国内にある当行の本店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引 ④その他前各号に準ずる取引

2. (定義)

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

①外国向送金取引

送金依頼人の委託にもとづき、当行が行う次のことをいう。

送金依頼人の指定する外国にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること(口座振込)。

②支払指図

送金依頼人の委託にもとづき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいう。

③支払銀行

受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいう。

④関係銀行

支払銀行および送金のために以下のことを行う当行の本店または他の金融機関をいう。

a. 支払指図の仲介 b. 銀行間における送金資金の決済

⑤スイフト(SWIFT)

主に銀行間の国際金融取引に係る事務処理の機械化、合理化および自動処理化を推進するため、参加メンバー間の国際金融取引に関するメッセージをコンピュータと通信回線を利用して伝送するネットワークシステム、もしくは、その運営母体である国際銀行間通信協会(Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication SC)のことをいう。

3. (送金の依頼)

(1) 送金の依頼は、次により取扱います。

①送金の依頼は、窓口営業時間内に受け付けます。

②送金の依頼にあたっては、当行所定の外国送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方法、支払銀行名・店舗名、受取人名、受取人口座番号または受取人の住所、送金金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出してください。

③当行は前号により外国送金依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) 送金の依頼を受付けるにあたっては、外国送金関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。

①外国送金依頼書に、送金原因その他所定の事項を記入してください。

②所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。

③所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、運転免許証等所定の本人確認書類を提示してください。

④許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。

(3) 送金の依頼を受付けるにあたっては、犯罪による収益の移転防止に関する法律を遵守し、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達、大量破壊兵器の拡散にかかる資金供与を防止するため、送金資金の源泉を立証する書類の提示を求めることがあります。

(4) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「送金資金等」といいます。)を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

(5) 送金の依頼を受付けるにあたり、個人番号・法人番号をお持ちの方は、お届出が必要です。

4. (送金委託契約の成立と解除等)

(1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。

(2) 前項により送金委託契約が成立し、外国送金取引を実行したときは、当行はその取引実行内容に關して、外国送金計算書等を交付します。なお、この外国送金計算書等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していたことがありますが、大切に保管してください。

(3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由のいずれに該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によることを除き、当行は責任を負いません。

①取引等の非常停止に該当するなど送金が外国送金関連法規や各国の経済制裁関連の法規に違反するときはまたはそのそれがあるとき

②戦争、内乱もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき

③送金が犯罪にかかわるものであると相当の事由があるとき

④送金がマネー・ロンダリング及びテロ資金・大量破壊兵器の拡散にかかる資金供与もしくは経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあるとき

(4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却します。

(5) 当行が送金の依頼を承諾した以降、当行は、送金の依頼を実行するために必要な資金を調達するなど送金の依頼を実行するために必要な準備行為を行うことができるものとします。

(6) 前項に基づき、当行が送金の依頼を実行するために必要な準備行為をした場合において、送金資金等の不受領、送金の依頼の取消しその他当行の責めに帰さない事由により送金委託契約が成立しなかった場合、並びに契約成立後の解除等当行の責めに帰さない事由により送金委託契約が事後的に解消された場合には、準備行為により発生した手数料、費用、その他当行に生じた損害について、送金依頼人の負担とし、直ちに弁済するものとします。

5. (支払指図の発信等)

(1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。

(2) 当行は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・習慣、関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝送手段(スイフト等)における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てをスイフト及び関係銀行(以下両者を総称して「関係銀行等」といいます。)に伝達します。

また、関係銀行等からの求めに応じて情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行等によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。

①外国送金依頼書に記載された情報

②送金依頼人の口座番号・住所、取引番号、その他送金依頼人を特定する情報

③受取人の口座番号・住所、取引番号、その他受取人を特定する情報

(3) 送金依頼人が指定した支払銀行または関係銀行に向ける支払指図の伝送手段および伝送ルートは、当行が適当と認めるものを利用します。送金依頼人がスイフトのシステム内で銀行を選別するための番号であるSWIFT BICを指定した場合で、SWIFT BICにもとづく銀行情報とその他の銀行情報(各国決済システム別銀行支店コード、銀行名、住所等)が相違したときは、SWIFT BICにもとづく銀行情報を優先して利用します。SWIFT BICにもとづく銀行情報とその他の銀行情報が相違していても、当行が支払指図の発信前にその旨を送金依頼人に通知することはできないので、送金依頼人は、送金の依頼にあたって銀行の情報をよくご確認のうえ依頼する必要があります。

(4) 次の各号のいずれかに該当するときは、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当行は送金依頼人に対してすみやかに通知します。

①当行が送金依頼人の指定に従うことが不可能と認めたとき。

②送金依頼人の指定に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当行が認めたとき。

(5) 前3項の取扱いによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によることを除き、当行は責任を負いません。

6. (手数料・諸費用)

(1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただきますことあります。

(2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。

①照会手数料 ②内容変更手数料 ③組戻手数料 ④電信料 ⑤その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

7. (為替相場)

(1) 送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

(2) 第4条第4項、第9条第4項、第11条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が送金依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

8. (受取人に対する支払通貨)

送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場及び手数料等については、関係各国の法令、慣習及び関係銀行所定の手続きに従うこととします。

①支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨

②受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

9. (取引内容の照会等)

(1) 送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑問のあるときは、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。

なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めることもあります。

(2) 当行が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によることを除き、当行は責任を負いません。

(3) 前項に規定する関係銀行からの照会に対して当行が行う回答については、第5条第2項、同第3項および同第5項の規定を準用します。

(4) 当行が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶、法令による制限等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

10. (依頼内容の変更)

(1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、送金金額、関係銀行を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

①変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。なお、依頼内容を変更する送金取引の第4条第2項に規定する外国送金計算書等の提示を求めることがあります。

②当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。

(2) 外国送金依頼書に使用した署名または印章と、内容変更依頼書に使用された署名または印章を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらう、送金内容を変更したときは、これによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によることを除き、当行は責任を負いません。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によることを除き、当行は責任を負いません。

(3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをしてください。

11. (組戻し)

(1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。

①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻し依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。なお、組戻しをする送金取引の第4条第2項に規定する外国送金計算書等の提示を求めることがあります。

②当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻し依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。

③組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受取書等により、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻し依頼書の取扱いおよび返戻金の返却については、外国送金依頼書に使用した署名もしくは印章と、組戻し依頼書または返戻金受領にあたっての当行所定の受取書等に使用した署名または印章を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらう、組戻しに必要な手続きまたは返戻金の返却を行ったときは、これによって生じた損害について、当行の責に帰すべき事由によることを除き、当行は責任を負いません。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によることを除き、当行は責任を負いません。

(3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

12. (通知・照会の連絡先)

(1) 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、外国送金依頼書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。

(2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によることを除き、当行は責任を負いません。

13. (災害等による免責)

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

①災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等やむを得ない事由により生じた損害

②当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害

③関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害

④受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害

⑤送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害

⑥送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害

⑦成年後見制度利用に関する届出書を受領する前に生じた損害

⑧その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

14. (譲渡、質入れの禁止)

本規定による取引にもとづく送金依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

15. (預金規定の適用)

送金依頼人が、送金資金等を預金口座から振替えて送金の依頼をする場合における預金の払い戻しについては関係する預金規定により取り扱います。

16. (法令、規則等の遵守)

本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

17. (規定の変更)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当行は、変更内容について当行ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとし、変更後の規定については、公表等の際に定める適用開始日から、同日に存する取引および同日以降のすべての取引に適用するものとします。